大阪母子医療センター

【別紙３】

地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、大阪母子医療センター（以下｢当センター｣という）地域診療情報連携システム「愛称：南大阪MOCOネット」（以下「連携システム」という）に係る運用及び管理並びに地域の医療機関（以下「地域医療機関」という）、地域の在宅医療支援機関（以下「在宅医療支援機関」という）の利用に関し必要な事項を定め、連携システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せて情報の漏えい、滅失またはき損等の事故を防止し、患者の個人情報の保護に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条 連携システムは、サーバ、ネットワーク、及び、端末などの機器、また、これらを利用した診療情報の閲覧システムを対象とし、以下の規定を適用する。

第２章　管理

（統括責任者等）

第３条　当センターに連携システム統括責任者（以下「統括責任者」という）を置き、総長をもってこれに充てる。

２　統括責任者は、連携システムの円滑な運用に努めなければならない。

３　連携システムを円滑に運用するため、連携システムに関する運用について、担当する責任者（以下「運用責任者」、「システム責任者」、及び「監査責任者」という）を置く。

４　運用責任者、システム責任者、及び監査責任者は、総長が指名する。

５　連携システムに関する取扱い及び管理に関し必要な事項は、患者支援センター運営委員会で審議する。

（運用責任者の責務）

第４条　運用責任者は、以下の責務を負う。

（１） 連携システムを利用する職員及び地域医療機関・在宅医療支援機関（以下「利用機関」という）の医師・スタッフ等（以下「利用者」という）の登録を管理し、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止すること

（２） 連携システムを正しく利用させるため、マニュアルの整備を行い、利用者の利用を補助すること

（３） 患者及び利用者からの問合せ、苦情等を受け付ける窓口を設けること

（システム責任者の責務）

第５条　システム責任者は、以下の責務を負う。

（１） 連携システムに用いる機器及びソフトウェアを導入するにあたり、その機能を確認し、これらの機能が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」の最新版に示される各項目に適合するよう留意すること

（２） 連携システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を整備すること

（３） 機器やソフトウェアに変更があった場合においても電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること

（機器の設置・管理）

第６条　システム責任者は、連携システムの記憶媒体等を含むサーバ等の機器を、入室を制限した管理区域に設置する。

２　システム責任者は、定期的に設備及び機器の点検を行う。

（ソフトウェアの管理）

第７条　システム責任者は、連携システムの使用の前にソフトウェアの審査を行い、情報の安全性に支障がないことを確認する。

２　システム責任者は、連携システムについて定期的に点検を行い、その安定稼働に努める。

３　システム責任者は、連携システムについて定期的にウィルスチェックを行い、感染の防止に努める。

（ネットワークの管理）

第８条　システム責任者は、定期的に利用履歴やネットワーク負荷等を検査し、通信環境の効率的な運用を維持するとともに、不正に利用された形跡がないかを確認する。

２　システム責任者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合には、直ちにその原因を追究し対策を実施する。

（利用者の識別及び認証）

第９条　運用責任者は、利用者を識別し認証するため、利用者にＩＤとパスワードを発行する。

２　パスワードの最低文字数、有効期間並びに認証の有効回数、有効回数を超過した場合の対処は、別にこれを定める。

３　運用責任者は、利用者のパソコンについてウィルスを駆除できるソフトウェアがインストールされているものに限って接続を許可する。

（事故対策）

第10条　統括責任者は、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を定める。

（障害管理）

第11条　システム障害が発生した場合の対応については、別途定める。

（業務委託）

第12条　運用責任者は、連携システムにかかる運用保守業務等を委託する場合には、個人情報保護、守秘義務の観点から業務が適正かつ安全に行われていることを確認しなければならない。

（監査）

第13条　統括責任者は、監査責任者に年１回連携システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講じなければならない。

２　統括責任者は、必要に応じて臨時の監査を監査責任者に命ずることができる。

３　監査の内容については、患者支援センター運営委員会の審議を経て、総長がこれを定める。

第３章　利用

（利用機関の利用及び停止）

第14条　利用機関の代表者は、連携システムの利用に際し、運用責任者に「利用申込書」を提出しなければならない。

２　利用機関の代表者は、連携システムの利用を止める場合、運用責任者に「利用停止届」を提出しなければならない。

（利用者）

第15条　連携システムは、第14条の利用申込を承認された利用機関に属する医師・スタッフ等が利用できる。

（利用者ＩＤ登録申請及び抹消申請）

第16条　利用機関の代表者は、利用者毎に「利用者ＩＤ登録申請書」及び「誓約書」を運用責任者に提出しなければならない。

２　利用機関の代表者は、利用者の利用を停止する場合は、「利用者ＩＤ抹消申請書」を運用責任者に提出しなければならない。

（利用機関の責務）

第17条　連携システムを利用する利用機関の代表者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

（１） 利用機関におけるパソコン等の機器及びソフトウェア等の保守管理並びに必要なウィルス対策

（２） 連携システムで利用するパソコン等のＯＳ・バージョン、利用ブラウザ、ウィルス対策ソフトウェア等のシステム責任者への報告

（３） 利用機関の当該利用者への教育、指導及び監督

（４） 連携システムの異常や不正なアクセスを発見し、または、その報告を利用者から受けた場合は、速やかにシステム責任者に連絡し、その指示に従うこと

（利用者の責務）

第18条　利用者は、以下の責務を負う。

（１） 連携システムを通じて入手した情報について、適正な利用に努めるとともに、本事業遂行における目的以外での利用をしないこと

（２）みだりにパソコン等への診療情報の保存もしくは印刷等を行わないこと

（３）自身の利用者ＩＤやパスワードを管理し、これを他者に利用させないこと

（４）閲覧終了あるいは離席する際は、必ずログアウト操作を行うこと

（５）利用するパソコン等にファイル交換ソフト等不正なソフトウェアをインストールしないこと

（６）連携システムの異常や不正なアクセスを発見した場合は、速やかに利用機関の代表者とシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと

（守秘義務）

第19条　利用者は、当該利用機関に在職中のみならず、退職後においても業務上知り得た個人情報に関する守秘義務を負う。

第４章　運用

（患者の同意、同意撤回）

第20条　運用責任者は、利用者が診療情報を閲覧しようとする場合は、患者本人またはその正当な代理人が、連携システム及びその運用について説明を受け、連携システムを用いて利用機関の利用者が診療情報を閲覧することに対する同意をしたことを確認の上で、許可しなければならない。

２　運用責任者は、患者から前項の同意を撤回する書面が提出された場合、当該患者の診療情報の閲覧を停止し、システム内に保有する情報を削除する措置を講じなければならない。ただし、当該患者の生命、身体または財産を脅かす等急迫の危難を免れさせるため必要とする場合は、この限りでない。

３　連携システムでの診療情報については、一定の閲覧可能期限を定め、その期限が経過した場合には、速やかに閲覧権限を取り消す（閲覧可能期間は、別途定める）。

（利用時間等）

第21条　連携システムの利用は、常時可能とする。

２　前項の規定にかかわらず、システム責任者は、連携システムの保守等のため必要な場合は、事前に利用者に通知した上で運用を停止することができる。ただし、急迫の障害に対応するため必要とする場合は、この限りでない。

第５章　不適正利用等に対する措置

（利用者ＩＤ等の一時停止又は取り消し）

第22条　運用責任者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した時は、当該利用者に通知した上で利用者ＩＤを取り消すことができる。

（１）本要綱の規定に違反したとき

（２）法令、条例及びガイドライン等の規定に違反したとき

（３）連携システムのネットワークに多大な負荷をかける行為など、システムの安定稼働を妨げる行為を行ったとき

（４）本システムに係る取り扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき

（弁償）

第23条　利用者が第22条の規定に該当して連携システムに障害を発生させ、又は連携システムが保持する情報を漏えいさせた場合は、利用者は故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した経費を支払わなければならない。

第６章　雑則

（雑則）

第24条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、患者支援センター運営委員会の審議を経て総長がこれを定める。

付則

この要綱は、平成３０年３月１日から施行する。